

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 65歳以上の介護保険被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、令和2年度の額に据え置くこと。
- (2) 介護者への紙おむつ給付事業について、事業費の全額を介護保険料により負担する保健福祉事業に位置付けること。
- (3) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、65歳以上の介護保険被保険者に係る基準所得金額について、第7段階及び第8段階の上限額を引き上げること。
- (4) 介護保険法施行令の一部改正に伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者に係る介護保険料の算定方法の特例を定めること。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、保健福祉事業として、紙おむつ給付事業を行う。

第4条第1項の表以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項の表第6号中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする」を加え、同表第7号中「200万円」を「210万円」に改め、同表第8号中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項」を「前項」に改め、「令和2年度の」を削り、同項各号中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例）

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（その額が零を下回るときは、零とする。）によるものとし、租税特別

措置法」とする。

- 17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 18 第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																		
<p>(規則への委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(保健福祉事業)</u></p> <p>第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、保健福祉事業として、紙おむつ給付事業を行う。</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> <th style="text-align: center;">保険料率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第</td> <td style="text-align: center;">1. 12</td> <td style="text-align: center;">72, 440円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 合	保険料率（年額）	(略)			(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円	<p>(規則への委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> <th style="text-align: center;">保険料率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第</td> <td style="text-align: center;">1. 12</td> <td style="text-align: center;">72, 440円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 合	保険料率（年額）	(略)			(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円
区 分	割 合	保険料率（年額）																	
(略)																			
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円																	
区 分	割 合	保険料率（年額）																	
(略)																			
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第	1. 12	72, 440円																	

292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」と

292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

いう。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)			ないもの イ (略)		
(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>210万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 25	80, 850円	(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 25	80, 850円
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>320万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 4	90, 550円	(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	1. 4	90, 550円

(略)

- 2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19, 400円
- (2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32, 340円
- (3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45, 270円

(略)

- 2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成30年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、29, 100円とする。
- 3 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和元年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 24, 250円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 37, 190円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 46, 890円
- 4 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19, 400円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32, 340円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45, 270円

附 則

1－15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(その額が零を下回るときは、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるの

円

附 則

1－15 (略)

は、「令和3年」と読み替えるものとする。

18 附則第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険料について

		改正前		改正後			
		区分	所得段階 (負担割合) 保険料額	区分	所得段階 (負担割合) 保険料額		
本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者又は、課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円以下の人	第1段階 (基準額×0.3) 年額 19,400円	変更なし			
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円～120万円の人	第2段階 (基準額×0.5) 年額 32,340円				
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円を超える人	第3段階 (基準額×0.7) 年額 45,270円				
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円以下の人	第4段階 (基準額×0.9) 年額 58,210円				
		課税年金収入と合計所得金額(特別控除後)の合計が80万円を超える人	第5段階 (基準額) 年額 64,680円				
本人が住民税課税		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円未満の人	第6段階 (基準額×1.12) 年額 72,440円			変更なし	
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が120万円以上200万円未満の人	第7段階 (基準額×1.25) 年額 80,850円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が200万円以上300万円未満の人	第8段階 (基準額×1.40) 年額 90,550円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が300万円以上400万円未満の人	第9段階 (基準額×1.50) 年額 97,020円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 (基準額×1.70) 年額 109,950円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 (基準額×1.90) 年額 122,890円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 (基準額×2.10) 年額 135,820円				
		前年の合計所得金額(特別控除後)の合計が1,000万円以上の人	第13段階 (基準額×2.30) 年額 148,760円				
			変更なし				